



佐賀県公報

平成17年
1月17日
(月曜日)
第12556号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (一・二・障害福祉課)
- 佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定の一部改定 (一三・まちづくり推進課)
- 道路の供用開始 (一四・道路課)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課)

○ 告 示

●佐賀県告示第十二号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年十二月二十四日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人あやめ会
所在地 唐津市久里二千七十三番地二
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
名称 ひまわり荘
所在地 唐津市久里二千四百四番地一
サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一三〇一四五

●佐賀県告示第十三号

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定(昭和五十八年佐賀県告示第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

第一号の表中

〃	名護屋城跡	東松浦郡鎮西町大字名護屋
〃	名護屋城跡	唐津市鎮西町名護屋
〃	吉野ヶ里遺跡	神埼郡神埼町大字志波屋及び大字鶴、同郡三田川町大字田手並びに同郡東脊振村大字大曲
〃	吉野ヶ里遺跡	神埼郡神埼町大字志波屋及び大字鶴、同郡三田川町大字田手並びに同郡東脊振村大字大曲
特別名勝	虹の松原	唐津市東唐津四丁目及び鏡並びに東松浦郡浜玉町大字浜崎
特別名勝	虹の松原	唐津市東唐津四丁目、鏡及び浜玉町浜崎

第三号の表の稲佐神社風致保安林の項中「有明町」を「白石町」に改める。第八号の口の表の一般国道の二〇二号の項中

東松浦郡浜玉町玉島橋南側から同町県道虹の松原線との交点まで

を

唐津市玉島橋南側から同市県道虹の松原線との交点まで

に、

東松浦郡北波多村立北波多中学校前から同村村道徳須恵上平野線との交点まで

を

唐津市市立北波多中学校前から同市市道徳須恵上平野線との交点まで

に改め、同表の一般国道の二〇三

号の項中

東松浦郡相知町県道山崎西相知停車場線との交点から同町県道相知唐津浜玉線との交点まで

を

東松浦郡厳木町JR岩屋駅前から同郡相知町道切線との交点まで
東松浦郡厳木町県立厳木高等学校前から同町県道七山厳木線との交点まで

唐津市県道山崎西相知停車場線との交点から同市県道相知唐津浜玉線との交点まで

に改め、同表の一般国道の二〇四

号の項中

東松浦郡呼子町観音橋西側から同町大字殿ノ浦町道見返橋線との交点まで

を

唐津市観音橋西側から同市呼子町殿ノ浦市道見返橋線との交点まで

に改め、同表の一般国道の二〇七

号の項中

杵島郡白石町県道武雄福富線との交点から同郡有明町廻里江橋北側まで

を

杵島郡白石町県道武雄福富線との交点から同町廻里江橋北側まで

に改め、同表の県道の平山相知線

の項中

東松浦郡相知町道相知中央線との交点から同町大字相知字浜白町道緑山線との交点まで

を

唐津市市道相知中央線との交点から同市相知町相知字浜白市道緑山線との交点まで

に改め、同表の県道の虹の松原線

の項中

東松浦郡浜玉町道松原入口線との交点から終点まで

を

唐津市市道松原入口線との交点から終点まで

に改め、同表中

坊主町海水浴場線 起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで

を

<p>〔 起点から東松浦郡鎮西町大字岩野県道呼子唐津線との交点まで 〕</p>	<p>の項中</p>	<p>〔 唐津市県道鎮西唐津線との交点から終点まで 〕</p>	<p>〔 東松浦郡呼子町県道鎮西唐津線との交点から終点まで 〕</p>	<p>の項中</p>	<p>〔 起点から唐津市鎮西町岩野県道鎮西唐津線との交点まで 〕</p>	<p>〔 起点から東松浦郡鎮西町大字岩野県道鎮西唐津線との交点まで 〕</p>	<p>同号のハの表の県道の唐津呼子線の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="949 185 1045 369">" 線</td> <td data-bbox="949 369 1045 526">中牟田御神松</td> <td data-bbox="949 526 1045 974">起点から鹿島市大字高津原国道二〇七号バイパスとの交点まで</td> </tr> </table>	" 線	中牟田御神松	起点から鹿島市大字高津原国道二〇七号バイパスとの交点まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 185 1236 369">相知町道</td> <td data-bbox="1077 369 1236 526">" 線</td> <td data-bbox="1077 526 1236 974">相知中央線 全区間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 185 1236 369">相知中央線</td> <td data-bbox="1077 369 1236 526">中牟田御神松</td> <td data-bbox="1077 526 1236 974">起点から鹿島市大字高津原国道二〇七号バイパスとの交点まで</td> </tr> </table>	相知町道	" 線	相知中央線 全区間	相知中央線	中牟田御神松	起点から鹿島市大字高津原国道二〇七号バイパスとの交点まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1268 185 1428 369">" 場線</td> <td data-bbox="1268 369 1428 526">坊主町海水浴</td> <td data-bbox="1268 526 1428 974">起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1268 185 1428 369">相知中央線</td> <td data-bbox="1268 369 1428 526">" 場線</td> <td data-bbox="1268 526 1428 974">全区間</td> </tr> </table>	" 場線	坊主町海水浴	起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで	相知中央線	" 場線	全区間
" 線	中牟田御神松	起点から鹿島市大字高津原国道二〇七号バイパスとの交点まで																							
相知町道	" 線	相知中央線 全区間																							
相知中央線	中牟田御神松	起点から鹿島市大字高津原国道二〇七号バイパスとの交点まで																							
" 場線	坊主町海水浴	起点から唐津市坊主町県道妙見満島線との交点まで																							
相知中央線	" 場線	全区間																							
を	に	に	を	に	を	を	に	に	を	に															

●佐賀県告示第十四号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その区間を表示した図面は、平成十七年一月十七日から平成十七年二月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="446 1176 542 1355">三田川町道</td> <td data-bbox="446 1355 542 1512">吉野ヶ里公園 駅北線</td> <td data-bbox="446 1512 542 2105">全区間</td> </tr> </table>	三田川町道	吉野ヶ里公園 駅北線	全区間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="574 1176 758 1355">三田川町道</td> <td data-bbox="574 1355 758 1512">吉野ヶ里公園 駅北線</td> <td data-bbox="574 1512 758 2105">全区間</td> </tr> </table>	三田川町道	吉野ヶ里公園 駅北線	全区間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="574 1512 758 1960">相知町道</td> <td data-bbox="574 1960 758 2105">緑山線</td> <td data-bbox="574 1512 758 2105">起点から東松浦郡大字相知字浜白県道 平山相知線との交点まで</td> </tr> </table>	相知町道	緑山線	起点から東松浦郡大字相知字浜白県道 平山相知線との交点まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 1176 1061 1355">" 唐津市道</td> <td data-bbox="790 1355 1061 1512">" 東唐津久里線</td> <td data-bbox="790 1512 1061 2105">全区間</td> </tr> </table>	" 唐津市道	" 東唐津久里線	全区間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 1512 1061 1960">" 虹の松原線</td> <td data-bbox="790 1960 1061 2105">唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から唐津市浜玉町市道松原入口線との交点まで</td> </tr> </table>	" 虹の松原線	唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から唐津市浜玉町市道松原入口線との交点まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 1176 1300 1355">唐津市道</td> <td data-bbox="1093 1355 1300 1512">虹の松原線</td> <td data-bbox="1093 1512 1300 2105">唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から東松浦郡浜玉町市道松原入口線との交点まで</td> </tr> </table>	唐津市道	虹の松原線	唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から東松浦郡浜玉町市道松原入口線との交点まで	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1093 1512 1300 1960">" 東唐津久里線</td> <td data-bbox="1093 1960 1300 2105">全区間</td> </tr> </table>	" 東唐津久里線	全区間	<p>〔 起点から唐津市鎮西町岩野県道呼子唐津線との交点まで 〕</p>	<p>に改め、同表中</p>
三田川町道	吉野ヶ里公園 駅北線	全区間																									
三田川町道	吉野ヶ里公園 駅北線	全区間																									
相知町道	緑山線	起点から東松浦郡大字相知字浜白県道 平山相知線との交点まで																									
" 唐津市道	" 東唐津久里線	全区間																									
" 虹の松原線	唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から唐津市浜玉町市道松原入口線との交点まで																										
唐津市道	虹の松原線	唐津市東唐津四丁目市道東唐津支線との交点から東松浦郡浜玉町市道松原入口線との交点まで																									
" 東唐津久里線	全区間																										
に改める。	を	に	を																								

平成十七年一月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里有田線	西松浦郡西有田町大字大木字川口甲一二六五番一地区から 西松浦郡西有田町大字大木字南野甲四〇六番一地区まで	平成一七・一・一七

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年2月28日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人優和会いこいの家
- (2) 代表者の氏名 永田 宏信
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県多久市東多久町大字別府3286番地17
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、社会的弱者に対して、痴呆や障害があっても住み慣れた環境の中で、いつまでも安心して生き甲斐のある自分らし

い生活を送れるよう高齢者介護親族等の要望に沿った生活支援活動に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。